

相生市障害者福祉長期計画

第4次相生市障害者基本計画

第7期相生市障害福祉計画 第3期相生市障害児福祉計画

概要版

計画の概要

相生市障害者福祉長期計画は、「第4次相生市障害者基本計画」「第7期相生市障害福祉計画」「第3期相生市障害児福祉計画」を一体的に策定した計画です。

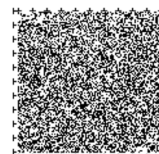
本計画は、最近の障害福祉に関する動向やサービス利用状況の推移などを踏まえ策定しています。

障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
障害者基本法に基づき、地域の障害のある人の福祉に関する基本的なことから定める計画。	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスなどの提供に関し、方向性を定める計画。	児童福祉法に基づき、障害児通所支援などの提供に関し、方向性を定める計画。

計画の期間

計画期間は令和6年度からの6年間とします。社会情勢の変化や法令・制度等に変更が生じた場合は適時、必要に応じて見直し・修正を行います。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者基本計画	第3次計画						第4次相生市障害者基本計画					
障害福祉計画・障害児福祉計画	第5期計画 第1期計画		第6期計画 第2期計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画						



基本理念

障害のある人もない人も お互いに認めあい支えあう 地域共生社会の実現

基本目標

基本目標1

意思や希望が尊重される地域社会づくり

障害のある人の権利擁護や障害への理解を深めるための啓発、社会参加促進により、差別や偏見のない地域社会づくりを目指します。

基本目標2

いきいきと暮らすための健康づくり

障害の早期発見・早期支援や障害特性に応じた適切な支援により、住み慣れた地域での安心した生活を送るための健康づくりを推進します。

基本目標3

自分らしく暮らすための支援体制づくり

福祉サービスやボランティア活動の充実、総合的な相談窓口の充実により、多様なニーズの対応を目指します。また、誰もがわかりやすい情報提供の手法を構築します。

基本目標4

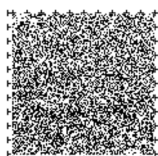
安全安心に暮らせるまちづくり

建物や道路等のバリアフリー化や行動範囲を広げるための移動手段の整備により、障害のある人の快適な生活を目指します。また、災害時における支援体制の確立を推進します。

基本目標5

ともに育ちともに学ぶ環境づくり

障害のあるなしに関わらず、ともに育ち学ぶことができる環境整備により、学びの場の選択肢増加を目指します。また、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育を推進します。



障害者基本計画

施策の方向

具体的な取り組み

1 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度及び権利擁護の推進
- (2) 障害者虐待の防止

2 障害に対する理解促進

- (1) 理解促進のための啓発
- (2) 福祉教育・福祉学習の推進
- (3) 障害を理由とする差別の解消

3 社会参加の促進

- (1) 地域交流の推進
- (2) 交流機会の充実・情報発信
- (3) スポーツ・文化活動の振興

1 保健・医療体制等の充実

- (1) 疾病の予防
- (2) 医療費の負担軽減
- (3) 健康の維持・増進

2 特性に応じた適切な支援

- (1) 精神保健福祉の推進
- (2) 難病保健福祉の推進

1 相談支援の充実

- (1) 総合的な相談体制の整備
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 相談員の資質向上

2 福祉サービス等の充実

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 生活の場の整備
- (3) 経済的支援の充実

3 就労支援の充実

- (1) 雇用機会の確保と拡大
- (2) 就労系サービスの充実

4 情報提供の充実

- (1) 情報内容及び提供方法の充実
- (2) コミュニケーション手段の確保

5 ボランティア活動の充実

- (1) ボランティア活動の活性化
- (2) 人材の育成

1 福祉のまちづくりの推進

- (1) ユニバーサル社会づくりの推進
- (2) 障害者マークの普及啓発

2 移動手段の整備

- (1) 移動手段に対する支援の充実
- (2) 交通費助成の周知

3 災害時支援体制の整備

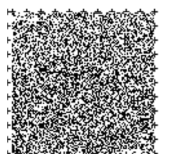
- (1) 緊急時に備えた対応
- (2) 防災啓発・災害時の情報伝達

1 療育体制の充実

- (1) 母子保健事業の充実
- (2) 療育事業の充実
- (3) 保育の充実

2 教育等の充実

- (1) 教育環境の整備
- (2) 就学指導・進路支援の充実
- (3) 教員等の資質向上



第7期相生市障害福祉計画

1 方向性と成果目標（※令和8年度の目標値）

(1)施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のニーズを捉えながら、適切なサービスが提供できるよう、基幹相談支援センター等との連携を強化します。

また、地域移行の受け皿となるグループホームなどの居住の場の整備、就労継続支援や生活介護などの日中活動の場の確保を図ります。

項目	目標
地域生活移行者の増加	4人
施設入所者の削減	3人

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

誰もが安心して自分らしく生活することができるよう、精神障害のある人にも対応した地域生活支援連携体制の構築を図ります。

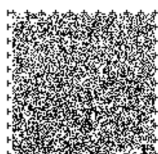
構築に当たっては、福祉、保健、介護、住まい等を包括的に提供することで、充実した支援となるよう、相生市障害者自立支援協議会専門部会等を活用し、検討を進めます。

(3)地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の充実に努めます。

強度行動障害を有する人の支援について、ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
運用状況の検証・検討回数	年1回以上
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	実施



(4)福祉施設から一般就労への移行等

雇用促進のため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備、訓練の機会の充実等により、就労の場の確保に努めるとともに、一般就労に向けたサポートに取り組めます。

また、本市の物品等の発注に際し、障害福祉サービス事業所等への優先発注制度を活用し、障害者就労施設等を支援します。

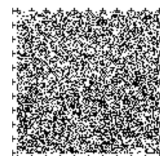
項目	目標
一般就労への移行者数	8人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%
就労定着支援事業の利用者数	3人
就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%
市の障害福祉サービス事業所等への優先発注件数	10件
市の障害福祉サービス事業所等への優先発注額	5,000千円

(5)相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

相生市障害者基幹相談支援センターとの連携強化を図るとともに、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を検討します。

障害福祉サービス等の質を向上させるため、市職員の各研修への積極的な参加や報酬請求の適正な審査、審査結果分析のサービス提供事業者への共有等に努めます。

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施



2 障害福祉サービス

必要な人に適切なサービスが提供できるよう、提供体制の確保・維持に努めるとともに、不足しているサービス提供事業者については、事業実施や新規参入の働きかけを行います。

訪問系サービス

地域での在宅生活をおくるため、ヘルパー等が居宅に訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般を支援するサービスです。

- ◆ 居宅介護
- ◆ 重度訪問介護
- ◆ 同行援護
- ◆ 行動援護
- ◆ 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行うなど、施設で昼間の活動を支援するサービスです。目的や内容によってさまざまな種類があります。

- ◆ 生活介護
- ◆ 自立訓練（機能訓練）
- ◆ 自立訓練（生活訓練）
- ◆ 就労選択支援（新規）
- ◆ 就労移行支援
- ◆ 就労定着支援
- ◆ 就労継続支援 A 型
- ◆ 就労継続支援 B 型
- ◆ 療養介護
- ◆ 短期入所

施設系サービス

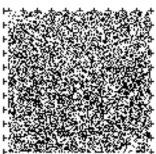
主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言のほか、日常生活に必要な支援をするサービスです。

- ◆ 自立生活援助
- ◆ 施設入所支援
- ◆ 共同生活援助
(グループホーム)

相談支援

障害福祉サービスを利用するための計画作成や、地域移行するための活動に関する相談、緊急時における連絡等を行うサービスです。

- ◆ 計画相談支援
- ◆ 地域移行支援
- ◆ 地域定着支援



3 地域生活支援事業

障害のある人が自立した日常生活・社会生活をおくることができるよう、ニーズに合わせて事業の充実を図るとともに、広く事業を周知します。

必須事業

障害のある人等からの相談支援や必要な情報の提供、手話通訳者等の派遣、移動を支援する事業、障害のある人への理解を深めるための啓発活動などを行います。

- ◆ 理解啓発研修・啓発事業
- ◆ 自発的活動支援事業
- ◆ 相談支援事業
- ◆ 成年後見制度利用支援事業
- ◆ 意思疎通支援事業
- ◆ 日常生活用具給付事業
- ◆ 手話奉仕員養成研修事業
- ◆ 移動支援事業
- ◆ 地域活動支援センター事業

任意事業

生活の質的向上を図るための訓練や日中の活動の場の確保、創作活動やスポーツ等の活動の場など社会参加の促進などを行います。

- ◆ 生活支援事業
- ◆ 日中一時支援事業
- ◆ 社会参加促進事業

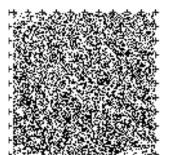
第3期相生市障害児福祉計画

1 方向性と成果目標（※令和8年度の目標値）

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

障害の早期発見と早期療育、切れ目のない支援を行うことができるよう、福祉、医療、保育、教育等の連携体制の一層の充実に努めます。

項目	目標
児童発達支援センターの設置数	1箇所
保育所等訪問支援の実施	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人



(2)発達障害のある人等に対する支援

育児に不安や悩みがある保護者や発達障害のある子どもをもつ保護者などが、子どもの特性や子どもとの接し方を学ぶ機会を創出するなど、発達障害のある人やその家族を支援する体制の確立に努めます。

2 障害児通所支援

日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上の訓練など、ニーズが高いサービスについては、引き続きサービス提供事業者と連携し、受入枠の確保に努めます。

児童通所サービス

障害のある子どもや発達に心配がある子どもに、療育を提供する事業です。日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。18歳未満の子どもが対象です。

- ◆ 児童発達支援
- ◆ 医療型児童発達支援
- ◆ 放課後等デイサービス
- ◆ 保育所等訪問支援
- ◆ 居宅訪問型児童発達支援
- ◆ 障害児相談支援

計画の推進体制

本計画は、関係団体・関係機関と連携を強化し、情報や課題を共有しながら協働体制で推進していきます。

また、障害福祉の充実には、地域の理解と参画が不可欠です。様々な媒体を活用し、周知・啓発を継続的に行うことで、地域共生社会の実現を目指します。



相生市障害者福祉長期計画
第4次相生市障害者基本計画
第7期相生市障害福祉計画・第3期相生市障害児福祉計画
【概要版】

〒678-0031 兵庫県相生市旭一丁目6番28号 総合福祉会館1階
相生市 健康福祉部 社会福祉課

TEL: 0791-22-7167 FAX: 0791-23-4596

